

国土利用計画法（抄）（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号）

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

- 第一章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第二章 国土利用計画（第 4 条—第 8 条）
- 第三章 土地利用基本計画等（第 9 条—第 11 条）
- 第四章 土地に関する権利の移転等の許可（第 12 条—第 22 条）
- 第五章 土地に関する権利の移転等の届出（第 23 条—第 27 条の 10）
- 第六章 遊休土地に関する措置（第 28 条—第 35 条）
- 第七章 審議会等及び**土地利用審査会**（第 36 条—第 39 条）
- 第八章 雜則（第 40 条—第 45 条）
- 第九章 罰則（第 46 条—第 50 条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

第三章 土地利用基本計画等

（土地利用の規制に関する措置等）

第 10 条 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配意しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

(土地取引の規制に関する措置)

第 11 条 土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、全国にわたり土地取引の規制に関する措置の強化が図られるべきものとし、その緊急性にかんがみ、次章及び第五章で定めるところにより、土地取引の規制に関する措置が講じられるものとする。

第四章 土地に関する権利の移転等の許可

(規制区域の指定)

第 12 条 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、次に掲げる区域を、期間を定めて、規制区域として指定するものとする。

- 一 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域にあつては、その全部又は一部の区域で土地の投機的取引が相当範囲にわたり集中して行われ、又は行われるおそれがあり、及び地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあると認められるもの
 - 二 都市計画法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域以外の区域にあつては、前号の事態が生ずると認められる場合において、その事態を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土地利用の確保が著しく困難となると認められる区域
- 2 規制区域の指定の期間は、次項の規定による公告があつた日から起算して五年以内で定めるものとする。
 - 3 都道府県知事は、規制区域を指定する場合には、その旨並びにその区域及び期間を公告しなければならない。
 - 4 規制区域の指定は、前項の規定による公告によつてその効力を生ずる。
 - 6 都道府県知事は、第 3 項の規定による公告をしたときは、その公告の日から起算して二週間以内に、関係市町村長の意見を付して規制区域の指定が相当であることについて**土地利用審査会**の確認を求めなければならない。
 - 7 **土地利用審査会**は、前項の規定により確認を求められたときは、二週間以内に、規制区域の指定が相当であるかどうかの決定をし、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
 - 8 都道府県知事は、規制区域の指定について第 6 項の確認を受けられなかつたときは、その旨を公告するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。
 - 9 規制区域の指定は、前項の規定による公告があつたときは、その指定の時にさかのぼつて、その効力を失う。
 - 10 都道府県知事は、規制区域を指定した場合には、当該地区を含む周辺の地域における地価の動向、土地取引の状況等を常時は握するため、これらに関する調査を行わなければならない。
 - 12 都道府県知事は、第 10 項の規定による調査の結果、規制区域についてその指定の事由がなくなつたと認めるときは、その旨を公告して、当該規制区域の指定を解除するものとする。
 - 13 都道府県知事は、前項の規定による公告をしようとするときは、あらかじめ、その旨を関係市町村長に通知し、当該関係市町村長の意見を付して規制区域の指定の解除が相当であることについて**土地利用審査会**の確認を受けなければならない。

15 前三項の規定は、規制区域に係る区域の減少及びその公告について準用する。

(土地に関する権利の移転等の許可)

第 14 条 規制区域に所在する土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合には、当事者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。その許可に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額。以下同じ。）の変更（その額を減額する場合を除く。）をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）による調停に基づく場合その他政令で定める場合には、適用しない。

3 第 1 項の許可を受けないで締結した土地売買等の契約は、その効力を生じない。

(許可基準)

第 16 条 都道府県知事は、第 14 条第 1 項の許可の申請が次の各号の一に該当すると認めるときは、許可してはならない。

一 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、近傍類地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した第 12 条第 3 項の規定による公告の時における土地に関する権利の相当な価額（その申請に係る土地が同項の規定による公告の時に地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する公示区域に所在し、かつ、同法第 6 条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものであつた場合において、その申請に係る土地に関する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を規準として算定した第 12 条第 3 項の規定による公告の時における所有権の価額）に政令で定める方法により算定した当該申請の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額（同項の規定による公告の時以後当該申請の時までの間に、当該申請をした者で当該土地に関する権利を有しているもの（その者が第 14 条第 1 項の許可を受けて当該土地に関する権利の移転又は設定を受けたものであるときは、第 12 条第 3 項の規定による公告の時以後当該移転又は設定をした者を含む。）が当該申請に係る土地に関する権利について、宅地の造成等のための費用で政令で定めるものの負担をしたときは、都道府県知事が認定した当該費用の額を加えるものとする。）に照らし、適正を欠くこと。

二 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業を施行する者がその事業の用に供するためのものであるとき。

ロ 自己の居住の用に供するためのものであるとき。

ハ 規制区域が指定された際現にその区域内において事業を行つている者がその事業の用に供するためのものであるとき、又はその者の事業と密接な関連を有する事業を行う者がその事業の用に供するためのものであるとき。

- ニ 規制区域内に居住する者の福祉又は利便のために必要な施設で申請に係る土地が所在する市町村の長が認定したものを設置しようとする者がその施設を設置するためのものであるとき。
 - ホ 規制区域を含む地域の健全な発展を図るために必要であり、かつ、当該規制区域における土地利用上適切であると認められる事業を行う者がその事業の用に供するためのものであるとき。
 - ヘ イからホまでに定めるもののほか、政令で定める場合に該当するものであるとき。
- 三 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合しないこと。
- 四 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、道路、水道その他の公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、又は周辺の自然環境の保全上、明らかに不適当なものであること。
- 2 都道府県知事は、前項第二号ホ又はヘに該当するものについて許可する場合においては、あらかじめ、**土地利用審査会**の意見を聴かなければならない。
(許可又は不許可の処分)

第17条 都道府県知事は、第14条第1項の許可の申請があつたときは、その申請があつた日から起算して六週間以内に、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 前項の期間内に同項の処分がされなかつたときは、当該期間の満了の日の翌日において第14条第1項の許可があつたものとみなす。
(不服申立て)

第20条 第14条第1項の規定に基づく処分に不服がある者は、**土地利用審査会**に対して審査請求をすることができる。

- 2 **土地利用審査会**は、前項の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から起算して二月以内に、裁決をしなければならない。
- 3 **土地利用審査会**は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。
- 5 **土地利用審査会**の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

第五章 土地に関する権利の移転等の届出

(土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出)

第23条 土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（次項において「権利取得者」という。）は、その契約を締結した日から起算して二週間以内に、次に掲げる事項を、国土交通省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 土地売買等の契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 土地売買等の契約を締結した年月日
- 三 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

- 四 土地売買等の契約に係る土地に関する権利の種別及び内容
 - 五 土地売買等の契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
 - 六 土地売買等の契約に係る土地の土地に関する権利の移転又は設定の対価の額（対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額）
 - 七 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- 一 次のイからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が次のイからハまでに規定する面積未満の土地について土地売買等の契約を締結した場合（権利取得者が当該土地を含む一団の土地で次のイからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が次のイからハまでに規定する面積以上のものについて土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる場合を除く。）
 - イ 都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域にあつては、2,000 平方メートル
 - ロ 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域（イに規定する区域を除く。）にあつては、5,000 平方メートル
 - ハ イ及びロに規定する区域以外の区域にあつては、10,000 平方メートル
 - 二 第12条第1項の規定により指定された規制区域、第27条の3第1項の規定により指定された注視区域又は第27条の6第1項の規定により指定された監視区域に所在する土地について、土地売買等の契約を締結した場合
 - 三 前二号に定めるもののほか、民事調停法による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国等である場合その他政令で定める場合
(土地の利用目的に関する勧告)

第24条 都道府県知事は、前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的に従つた土地利用が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画（国土交通省令で定めるところにより、公表されているものに限る。）に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、**土地利用審査会**の意見を聴いて、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告は、前条第1項の規定による届出があつた日から起算して三週間以内にしなければならない。

(注視区域の指定)

第27条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当し、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域（第12条第1項の規定により規制区域として指定された区域又は第27条の6第1項の規定により監視区域として指定された区域を除く。）を、期間を定めて、注視区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、注視区域を指定しようとする場合には、あらかじめ、**土地利用審査会**及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(注視区域における土地に関する権利の移転等の届出)

第 27 条の 4 注視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者は、第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を、国土交通省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額の変更（その額を減額する場合を除く。）をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 第 23 条第 2 項第一号イからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が同号イからハまでに規定する面積未満の土地について土地売買等の契約を締結する場合（土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が当該土地を含む一団の土地で同号イからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が同号イからハまでに規定する面積以上のものについて土地に関する権利の移転又は設定をすることとなる場合を除く。）

二 前号に定めるもののほか、民事調停法 による調停に基づく場合、当事者的一方又は双方が国等である場合その他政令で定める場合

3 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して六週間を経過する日までの間、その届出に係る土地売買等の契約を締結してはならない。ただし、次条第 1 項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けた場合は、この限りでない。

（注視区域における土地売買等の契約に関する勧告等）

第 27 条の 5 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号のいずれかに該当し当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、**土地利用審査会**の意見を聴いて、その届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他その届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、近傍類地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した土地に関する権利の相当な価額（その届出に係る土地が地価公示法第 2 条第 1 項に規定する公示区域に所在し、かつ、同法第 6 条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものである場合において、その届出に係る土地に関する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を規準として算定した所有権の価額）に照らし、著しく適正を欠くこと。

二 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合しないこと。

三 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、道路、水道その他の公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、又は周辺の自然環境の保全上、明らかに不適当なものであること。

2 前項の規定による勧告は、前条第 1 項の規定による届出があつた日から起算して六週間以内にしなければならない。

（監視区域の指定）

第 27 条の 6 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそ

れがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域（第12条第1項の規定により規制区域として指定された区域を除く。）を、期間を定めて、監視区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、監視区域を指定しようとする場合には、あらかじめ、**土地利用審査会**及び関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。

（監視区域における土地に関する権利の移転等の届出）

第27条の7 第27条の4の規定は、監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合について準用する。この場合において、同条第2項第一号中「同号イからハまでに規定する面積未満」とあるのは「同号イからハまでに規定する面積に満たない範囲内で都道府県知事が都道府県の規則で定める面積未満」と、「同号イからハまでに規定する面積以上」とあるのは「当該都道府県の規則で定められた面積以上」と、同条第3項中「次条第1項」とあるのは「第27条の8第1項」と、「同条第3項」とあるのは「同条第2項において準用する第27条の5第3項」と読み替えるものとする。

- 2 都道府県知事は、前条第1項の規定により監視区域を指定するときは、前項において読み替えて準用する第27条の4第2項第一号に規定する都道府県の規則を定めなければならない。

- 4 前条第2項の規定は、第2項の都道府県の規則を定めようとする場合について準用する。

（監視区域における土地売買等の契約に関する勧告等）

第27条の8 都道府県知事は、前条第1項において準用する第27条の4第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、**土地利用審査会**の意見を聴いて、その届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他その届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 その届出に係る事項が第27条の5第1項各号のいずれかに該当し当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があること。
- 二 その届出が土地に関する権利の移転をする契約の締結につきされたものである場合において、その届出に係る事項が次のイからハまでのいずれにも該当し当該土地を含む周辺の地域の適正な地価の形成を図る上で著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- イ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が当該権利を土地売買等の契約により取得したものであること（その土地売買等の契約が民事調停法による調停に基づくものである場合、当該権利が国等から取得されたものである場合その他政令で定める場合を除く。）。
- ロ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者により当該権利が取得された後二年を超えない範囲内において政令で定める期間内にその届出がされたものであること。
- ハ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が、当該権利を取得した後、その届出に係る土地を自らの居住又は事業のための用その他の自ら利用するための用途（一時的な利用その他政令で定める利用を除く。以下この号において「自ら利用するための用途」という。）に供していないこと。
- ニ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が次のいずれにも該当しないこと。
- （1） 事業として届出に係る土地について区画形質の変更又は建築物その他の工作物の建築若しくは建設（以下この号において「区画形質の変更等」という。）を行つた者

- (2) 債権の担保その他の政令で定める通常の経済活動として届出に係る土地に関する権利を取得した者
- ホ 届出に係る土地に関する権利の移転が次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 債権の担保その他の政令で定める通常の経済活動として行われるもの
- (2) 区画形質の変更等の事業の用又はこれらの事業の用に供する土地の代替の用に供するために土地に関する権利を買い取られた者に対しその権利の代替の用に供するために行われるものであつて政令で定めるもの
- (3) 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者に政令で定める特別の事情があつて行われるもの
- ヘ 届出に係る土地に関する権利の移転を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 届出に係る土地を自ら利用するための用途に供しようとする者
- (2) 事業として届出に係る土地について区画形質の変更等を行つた後、その事業としてその届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者
- (3) 届出に係る土地を自ら利用するための用途に供しようとする者にその届出に係る土地に関する権利を移転することが確実であると認められる者
- (4) 届出に係る土地について区画形質の変更等を事業として行おうとする者にその届出に係る土地に関する権利を移転することが確実であると認められる者

第六章 遊休土地に関する措置

(遊休土地である旨の通知)

第28条 都道府県知事は、第14条第一項の許可又は第23条第一項若しくは第27条の四第一項（第27条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る土地を所有している者のその所有に係る土地（都市計画法第58条の六第一項の規定による通知に係る土地を除く。）が次の各号の要件に該当すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所有者（当該土地の全部又は一部について地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利が設定されているときは、当該権利を有している者及び当該土地の所有者）に当該土地が遊休土地である旨を通知するものとする。

一 その土地が、その所在する次のイからハまでに規定する区域に応じそれぞれ次のイからハまでに規定する面積以上の一団の土地であること。

イ 規制区域にあつては、次の（1）から（3）までに規定する区域に応じそれぞれ次の（1）から（3）までに規定する面積

- (1) 都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域にあつては、1,000 平方メートル
- (2) 都市計画法第四条第2項に規定する都市計画区域（（1）に規定する区域を除く。）にあつては、3,000 平方メートル
- (3) （1）及び（2）に規定する区域以外の区域にあつては、5,000 平方メートル

ロ 監視区域にあつては、第27条の7第2項の都道府県の規則で定める面積（当該面積がイの（1）から（3）までに規定する区域に応じそれれイの（1）から（3）までに規定する面積に満た

ないときは、それぞれイの（1）から（3）までに規定する面積）

- ハ 規制区域及び監視区域以外の区域にあつては、第23条第2項第一号イからハまでに規定する区域に応じそれぞれ同号イからハまでに規定する面積
- 二 その土地の所有者が当該土地を取得した後二年を経過したものであること。
- 三 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当するものであること。
- 四 土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に照らしその土地を含む周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があること。

（遊休土地に係る計画の届出）

第29条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、その通知があつた日から起算して六週間以内に、国土交通省令で定めるところにより、その通知に係る遊休土地の利用又は処分に関する計画を、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

（勧告等）

第31条 都道府県知事は、第29条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画に従つて当該遊休土地を利用し、又は処分することが当該土地の有効かつ適切な利用の促進を図る上で支障があると認めるときは、**土地利用審査会**の意見を聴いて、その届出をした者に対し、相当の期限を定めて、その届出に係る計画を変更すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第七章 審議会等及び**土地利用審査会**

（**土地利用審査会**）

第39条 都道府県に、**土地利用審査会**を置く。

- 2 **土地利用審査会**は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 **土地利用審査会**は、委員五人以上で組織する。
- 4 委員は、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断ができる者のうちから、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、任命する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - 一 破産者で復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 6 都道府県知事は、委員が前項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。
- 7 都道府県知事は、委員が次の各号の一に該当するときは、都道府県の議会の同意を得て、その委員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

- 8 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関する事件については、議事に加わることができない。
- 9 **土地利用審査会**は、第 12 条第 6 項、同条第 13 項（同条第 15 項において準用する場合を含む。）、第 16 条第 2 項、第 24 条第 1 項、第 27 条の 3 第 2 項（同条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 27 条の 5 第 1 項、第 27 条の 6 第 2 項（同条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 27 条の 7 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 27 条の 8 第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定に係る所掌事務を処理するときは、関係市町村長の出席を求め、その意見を聴かなければならない。
- 10 第 3 項から前項までに定めるもののほか、**土地利用審査会**の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。